

たつの市重層的支援体制整備事業実施計画

（令和7年度～令和9年度）

令和7年3月

た つ の 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 重層的支援体制整備事業の概要	3
第3章 重層的支援体制整備事業において実施する事業.....	5
1 「包括的相談支援事業」	5
（1）地域包括支援センター運営事業.....	5
（2）障害者相談支援事業	6
（3）利用者支援事業	6
（4）自立相談支援事業	6
2 「地域づくり事業」	7
（1）地域介護予防活動支援事業	7
（2）生活支援体制整備事業	7
（3）地域活動支援センター機能強化事業.....	8
（4）地域子育て支援拠点事業	8
（5）生活困窮者支援等のための地域づくり事業.....	8
3 「参加支援事業」	9
4 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」	9
5 「多機関協働事業」	10
第4章 支援会議と重層的支援会議	11
1 支援会議	11
2 重層的支援会議	11
第5章 計画の評価の視点	11

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

本市では、少子高齢・人口減少・地域社会の脆弱化に伴う多様な福祉課題に対応するため、平成29年度に「ふくし総合相談窓口」を設置し、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(厚生労働省のモデル事業)」に取り組み、福祉相談をワンストップで受け止める体制を整備してきました。

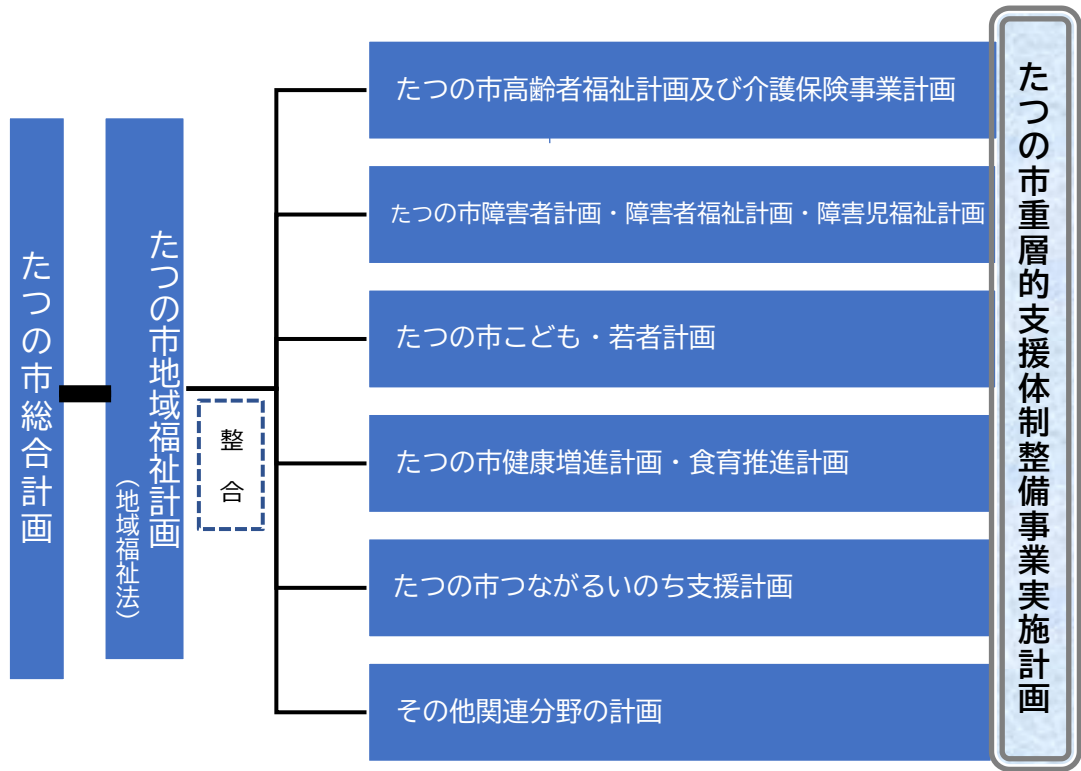
一方、国では地方自治体において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法の改正により令和3年4月1日に「重層的支援体制整備事業」(以下、「本事業」という。)が創設されました。

そこで、本市においても、支援が届きにくい世帯や潜在化したニーズに包括的な支援ができるよう、今までの取組を踏まえた上で令和7年度から本事業を実施し、既存の枠組みを超えた支援を提供します。

本事業実施にあたり、庁内の幅広い部署と横断的な連携を強化し、支援チームとして課題解決に取り組む体制を構築するとともに、庁内外の様々な機関との協働により「人と人」、「人と地域」がつながり、誰ひとり取り残すことがない地域共生社会の更なる深化に向け、「たつの市重層的支援体制整備事業実施計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、たつの市総合計画、たつの市地域福祉計画との整合性を図り、各福祉分野の計画において定める高齢者、障害者、こども、生活困窮者、その他関連分野に関する基本方針を踏まえて策定します。



3 計画の期間

本計画は、「たつの市重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施計画」を受け、令和7年度から事業を開始します。

計画期間は、第3期たつの市地域福祉計画（令和5年度～9年度）との整合性を図るため、令和7年度から9年度までの3年間とし、地域福祉計画の見直しと合わせ、実施・運営状況や法改正を踏まえた上で見直しを行っていきます。

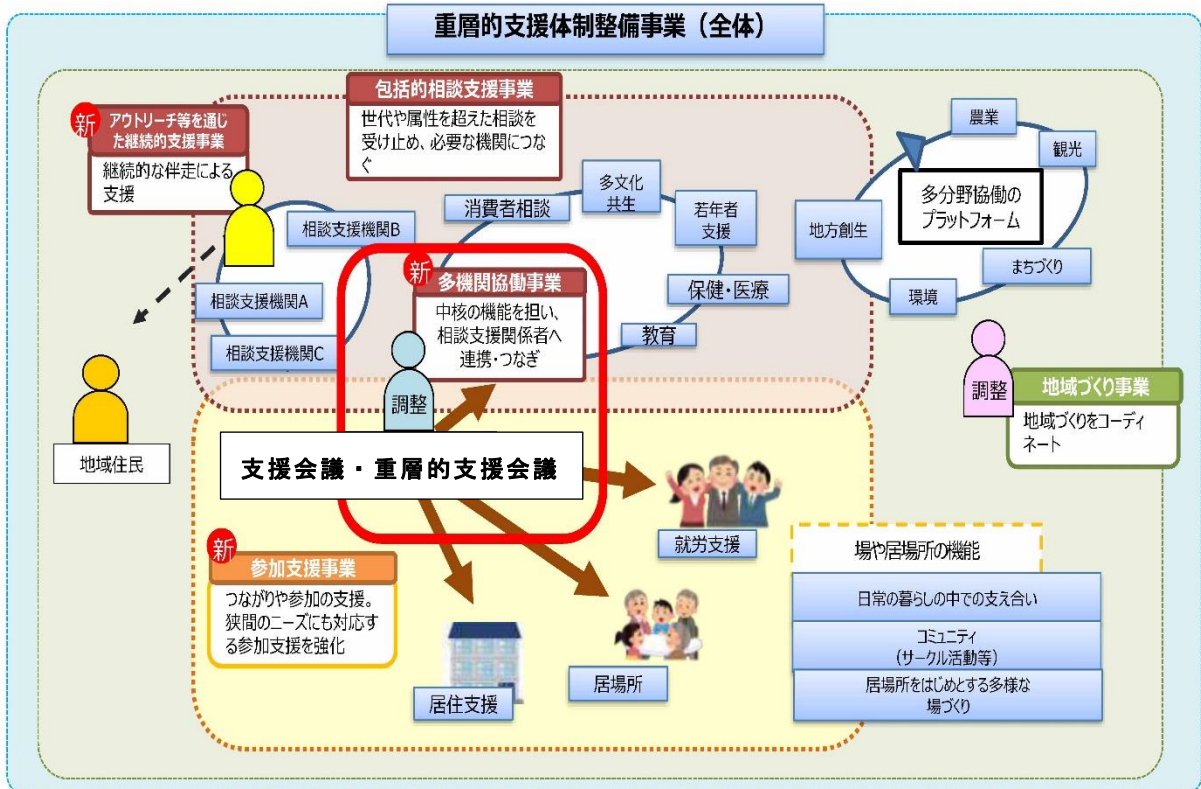
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
移行準備 開始	重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施計画			重層的支援体制整備事業実施計画		
				事業開始		見直し

第2章 重層的支援体制整備事業の概要

本事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、地域の生活課題の解決につながる包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」「地域づくりに向けた支援」「参加支援」の3つの支援を柱として、それらを効率的・円滑に実施するために、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」を追加し、5つの事業を一体的に実施するものです。

包括的相談支援事業	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
地域づくり事業	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・地域における多様な主体による取組をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
新規 参加支援事業	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作る ・本人の定着支援と受け入れ先の支援を行う
新規 アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業	・支援が届いていない人に支援を届ける ・潜在的ニーズを抱える人を早期発見するために地域と連携する ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
新規 多機関協働事業	・市全体で包括的な相談支援体制を構築する ・本事業の中核を担う役割を果たす ・複雑化・複合化した課題について支援関係機関の役割分担を図る

【重層的支援体制整備事業全体のイメージ図】



厚生労働省資料から引用

第3章 重層的支援体制整備事業において実施する事業

1 「包括的相談支援事業」

地域包括支援課内の「ふくし総合相談窓口」のほか、市役所の各窓口・各総合支所をはじめとする行政機関、その他地域の各相談支援機関等において、相談者の属性、世代、相談内容等を問わず、相談を幅広く受け止め、課題の解きほぐしや整理を行います。

また、単独の相談機関での解決が難しい場合には、適切な関係機関と連携を図りながら支援等を行うことにより、複雑化・複合化した支援ニーズに対応します。

(1) 地域包括支援センター運営事業

【支援対象】	65 歳以上の高齢者等
【実施方式】	直営及び委託
【支援機関】	・地域包括支援センター 直営：地域包括支援課 ・在宅介護支援センター 委託（市内 5 圏域に各 1 か所） （龍野西圏域） くわのみ園在宅介護支援センター （龍野東圏域） 西はりまグリーンホームケアセンター （新宮圏域） 新宮在宅介護支援センター （揖保川圏域） 揖保川在宅介護支援センター （御津圏域） 御津在宅介護支援センター ・西播磨成年後見支援センター 西播磨 3 市 3 町で委託：社会福祉法人
【事業内容】	・高齢者の総合相談支援 ・介護予防ケアマネジメント ・包括的・継続的ケアマネジメント支援 ・権利擁護 ・認知症の人に対する相談支援
【所管課】	地域包括支援課

(2) 障害者相談支援事業

【支援対象】	障害のある人及びその家族等
【実施方式】	直営
【支援機関】	障害者基幹相談支援センター 地域福祉課
【事業内容】	・障害者の相談、情報共有・助言等 ・地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関連携の支援等 ・障害者の権利擁護基本相談支援、権利擁護、地域移行・定着支援 ・相談支援専門員に対する支援
【所管課】	地域包括支援課 地域福祉課

(3) 利用者支援事業

【支援対象】	妊娠期から 18 歳までのこどもとその保護者等
【実施方式】	直営
【支援機関】	こども家庭センターすくすく こども家庭センターはつらつ
【事業内容】	・地域の身近な場所において、こども及びその保護者等の寄り添い型の支援 ・母子保健機能と児童福祉機能の連携・協働による相談支援 ・保健師等の専門職による妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援 ・サポートプラン作成及び包括的かつ計画的な支援
【所管課】	児童福祉課 健康課

(4) 自立相談支援事業

【支援対象】	生活に困窮している人等
【実施方式】	直営
【支援機関】	地域福祉課
【事業内容】	・生活困窮者の相談支援 ・仕事に就けない、ひきこもりなど、就労前の段階で困難を抱えている人への相談支援
【所管課】	地域福祉課

2 「地域づくり事業」

従来の地域づくりの取組を生かしつつ、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うとともに、各拠点において把握した課題について、必要な相談や参加につなぎ合わせます。

また、分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組について、一体的な実施を目指し、地域の資源開発、地域の生活課題の解決に向けた支援を行います。

(1) 地域介護予防活動支援事業

【支援対象】	高齢者
【実施方式】	直営
【支援機関】	地域包括支援課
【事業内容】	・介護予防に効果のある「いきいき百歳体操」の普及啓発 ・住民主体の通いの場である「いきいき百歳体操」実施グループへの活動継続支援
【所管課】	地域包括支援課

(2) 生活支援体制整備事業

【支援対象】	市民
【実施方式】	直営及び委託
【支援機関】	市域協議体事務局 直営：地域包括支援課 圏域協議体運営 委託：社会福祉法人 高齢施策の事業展開 委託：NPO 法人
【事業内容】	・市域と圏域に生活支援コーディネーターと協議体を設置し、多様な地域の生活支援及び高齢者の社会参加の場の創出の取組 ・高齢者支援の展開から、世代や属性を超えた多様な生活活動を生み出すための地域づくりの推進 ・宅配、訪問サービスを提供する店舗の情報誌作成や市と企業の連携による地域見守りの推進、地域支え合いマップ作り（出前講座）
【所管課】	地域包括支援課

(3) 地域活動支援センター機能強化事業

【支援対象】	障害のある人
【実施方式】	委託
【支援機関】	社会福祉法人 NPO 法人（2 法人）
【事業内容】	障害者等への創作的活動又は生産活動の機会の場を提供
【所管課】	地域福祉課

(4) 地域子育て支援拠点事業

【支援対象】	子育て中の親子
【実施方式】	直営、指定管理及び補助
【支援機関】	子育てつどいの広場 4 か所 直営：児童福祉課 中央児童館 指定管理：社会福祉法人 子育て支援センターつくしんぼの館 補助：社会福祉法人
【事業内容】	・自由に遊ぶ広場 ・親子講座 ・子育て相談
【所管課】	児童福祉課 幼児教育課

(5) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

【支援対象】	生活に困窮している人等
【実施方式】	補助
【支援機関】	たつの市民生児童協力委員
【事業内容】	地域の見守り活動等の補佐を行う「民生児童協力委員」を支援し、民生委員・児童委員活動を通じて、共助の地域づくりに助力
【所管課】	地域福祉課

3 「参加支援事業」

市全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、既存の事業では対応できない制度の狭間の個別ニーズに対応するため、地域資源等を活用して社会とのつながりに向けた支援を行うものです。

本市では、生活支援コーディネーターが中心となり、本人及びその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートやマッチングを行います。また、生活支援体制整備事業における地域資源の開発やネットワークを活用します。

実施主体	運営形態
たつの市	直営（地域包括支援課）

4 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、必要な支援が届いていない人を把握します。また、信頼関係に基づくつながりを形成するために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、支援が届いていない人に支援がつながるようにします。

参加支援・アウトリーチは、既存の支援の中でも必要に応じて行われています。また、相談や地域づくり等の支援の場面で機会を捉えて行われることも多く、本市では、独立した事業として切り離すのではなく庁内の既存分野ごとに継続した支援を行い、関係機関の協働が必要な人は多機関協働事業につなぎ、関係機関と連携しながら長期的な支援を行います。

なお、市役所出前講座等のあらゆる機会を活用して地域に出向くとともに、地域の支援関係機関や民生委員・児童委員等の支援者と綿密に連携した支援を行います。

実施主体	運営形態
たつの市	直営

5 「多機関協働事業」

多機関協働事業では、ふくし総合相談窓口に相談支援包括化推進員を配置し、複雑化・複合化した事例全体の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、関係者間の連携の円滑化を図ります。庁内各分野の相談窓口が包括的に相談を一旦受け止め（一次相談）、多機関の調整が必要な事例については多機関協働部署（ふくし総合相談窓口）（二次相談）につなぐ流れとします。

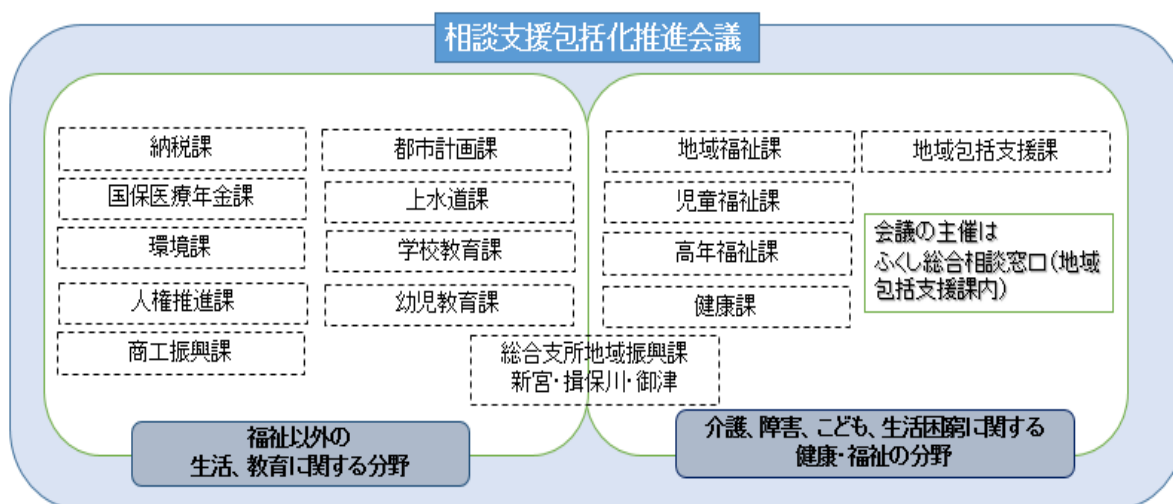
また、市全体の包括的な相談支援体制構築に向けた取組みの一環として、相談支援包括化推進会議を開催します。

なお、参加支援事業及びアウトリーチ等事業とともに一体的に実施します。

実施主体	運営形態
たつの市	直営（ふくし総合相談窓口）

【多機関協働による庁内連携について】

庁内関係課で「相談支援包括化推進会議」を定期的に行い、連携体制の強化を図っています。今後も幅広い部署と横断的な連携を強化し、支援チームとして課題解決に取り組む体制を推進していきます。



R7年3月現在

第4章 支援会議と重層的支援会議

本事業を効果的に実施するには、多職種による連携や多機関の協働が重要であるため、会議を通して支援に向けた円滑なネットワークづくりを行います。

1 支援会議

社会福祉法第106条の6の規定により、会議の構成員に守秘義務が課せられる会議です。本人の同意が得られていない場合でも、支援関係機関同士で必要な情報共有や支援方針の検討を行うことを可能にすることにより、支援が届いていない人に、より一層適切な支援を届けられるようにします。

2 重層的支援会議

本人の同意に基づき、必要な支援体制の検討のために関係機関の役割分担、支援の方向性の共有を図るものです。

また、不足している社会資源の充足や開発に向けた協議の場として、庁内では相談支援包括化推進会議を活用します。

	支援会議	重層的支援会議
目 的	本人の同意が得られない時に、必要な支援体制に関する検討を行う	本事業による支援を、適切かつ円滑に実施するために行う
主催部署	多機関協働部署	多機関協働部署
会議内容	複雑化・複合化した課題を抱える人に対して、適切な支援を図るための情報共有、支援体制の検討等	支援提供者によるプランの共有やプラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等

第5章 計画の評価の視点

本事業の評価に当たっては、評価指標の設定は行わず福祉分野等の計画それぞれに定める高齢者、障害者、こども、生活困窮者、その他関連分野の計画に基づく評価とします。

また、各事業における実情と照らしながら、地域福祉計画の改訂時期に合わせて本計画を見直します。